

○法規審査会規程

昭和36年10月31日

達第374号

改正 昭和36年10月31日達第374号

昭和37年2月23日達第385号

昭和40年4月1日達第470号

昭和51年5月31日達第661号

昭和62年5月27日達第801号

法規審査会規程

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に法規審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の職務)

第2条 審査会は、諸規程の制定、改廃等に関する重要事項を審議する。

(審査会の組織および審査員の任命)

第3条 審査会は、審査員長1人、審査員若干人をもつて組織する。

2 審査員長は、理事長をもつてこれにあてる。

3 審査員は、理事および職員の中から会長が命ずる。

(審査員長の職務)

第4条 審査員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長が指名した審査員がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第5条 審査会の会議は、必要に応じ審査員長が招集する。

2 審査員長は、必要があると認めたときは、会議に審査員以外の者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(付議事項)

第6条 審査会に付議する事項は、理事長が決定する。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画広報部企画課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は、審査員長が定める。

附 則（昭和36年10月31日達第374号）

この規程は、昭和36年10月31日から施行する。

附 則（昭和37年2月23日達第385号）

この改正規程は、昭和37年2月23日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日達第470号）

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年 5 月31日 達第661号）

この改正規程は，昭和51年 5 月31日から施行し，昭和50年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和62年 5 月27日 達第801号）

この規程は，昭和62年 5 月27日から施行し，昭和62年 4 月 1 日から適用する。